

摩郡波田町・筑北村、北安曇郡小谷村、下高井郡山ノ内町、上水内郡飯綱町

(精密測地網高精度三次元測量)

長野市、松本市、上田市、岡谷市、中野市、大町市、飯山市、塩尻市、千曲市、安曇野市、小県郡青木村、木曽郡木曽町・木祖村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡松川村・白馬村・小谷村、埴科郡坂城町、下高井郡野沢温泉村、下水内郡栄村

建設政策課

長野県告示第66号

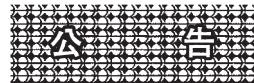
長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成22年2月9日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成22年2月18日

長野県知事 村井 仁

売りさばき人の 氏名（名称）	住 所	売りさばき場所
有限会社 ユウキ	小諸市新町一丁目 5番13号	小諸市新町一丁目5番 13号 セブン-イレブン小諸 芦原店

会計課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成22年2月18日

長野県知事 村井 仁

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成22年度長野県庁・長野合同庁舎自動ドア保守点検作業

(2) 役務の特質

長野県庁及び長野合同庁舎の自動ドアの保守点検業務

(3) 履行期間

平成22年4月1日から平成23年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 履行場所

長野市大字南長野字幅下692-2 長野県庁舎

長野市大字南長野南県町686-1 長野合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 自動ドアに係る保守点検作業の元請契約を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 長野県内に本社又は支店若しくは営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県総務部管財課

電話 026（235）7045

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成22年3月11日（木）午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は、受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成22年3月2日午後3時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当

する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

5 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書によります。

管財課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、飯田都市計画道路に関する都市計画の変更案を作成するため、次のとおり長野県都市計画公聴会を開催します。

平成22年2月18日

長野県知事 村井仁

1 開催日時及び場所

(1) 日時 平成22年3月14日（日）午後2時00分から

(2) 場所 長野県飯田合同庁舎5階502・503号会議室（飯田市追手町2-678）

2 都市計画の変更案の概要

(1) 都市計画道路の変更案（別紙素案のとおり）

3・4・12号 日之出町江戸町線

昭和57年長野県告示第5号の起点の位置を変更し、区域を変更します。

3 公述申出について

公聴会に出席して意見を述べようとする者は、次により意見の概要を記載した文書（以下「公述申出書」という。）を提出してください。

(1) 公述申出のできる者

都市計画の変更に係る区域内の住民その他利害関係を有する者

(2) 公述申出期間

公告の日から平成22年3月5日（金）まで、3の(3)の場所において閲覧に供します。

(3) 公述申出書の提出先

長野県建設部都市計画課、長野県飯田建設事務所整備課又は飯田市建設部都市・地域計画課

(4) 公述申出書の様式

別紙様式のとおり

4 公述人の選定

あらかじめ公述申出書を提出した者の中から知事が選定して公述人に通知します。

なお、公述の申出がない場合は、公聴会は中止します。

5 その他

この公聴会についての問い合わせは、公述申出書の提出先にしてください。

